

移行期医療における連携の推進のための ガイドの作成について

移行期医療の課題

○「小児期発症疾患を有する患者の移行期医療に関する提言」
(平成26年 日本小児科学会 移行期の患者に関するワーキンググループ)より抜粋

提言の背景

- ・ 近年の小児期医療の進歩により、多くの命が救われてきた。
- ・ その一方で、原疾患自体が治癒に至らずに持続したり、合併症が長期に継続したりしながら、思春期、さらには成人期を迎える患者も多くなってきている。
- ・ 小児期発症疾患の継続診療が必要となる場合、成人期医療への移行が相応しい時期になっても、医療体制が整っていないために、あるいは本人の準備が整わないために、成人期医療への移行が円滑に行われなかったことがある。
- ・ 小児期発症疾患の継続診療にあたっては、小児期医療から個々の患者に相応しい成人期医療への移り変わり(移行期医療)が重要な課題となってきた。

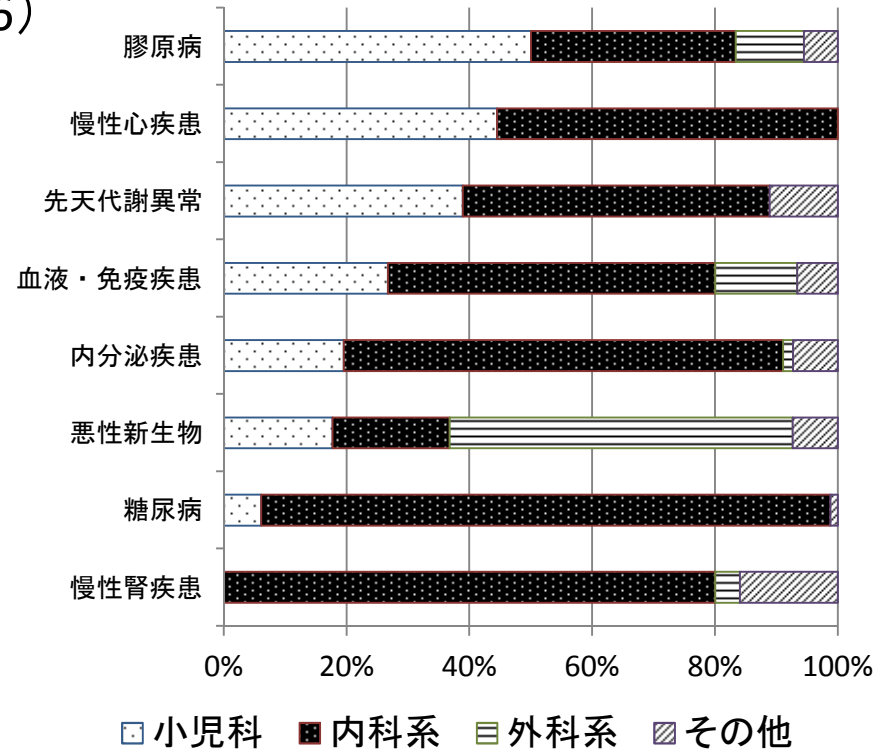
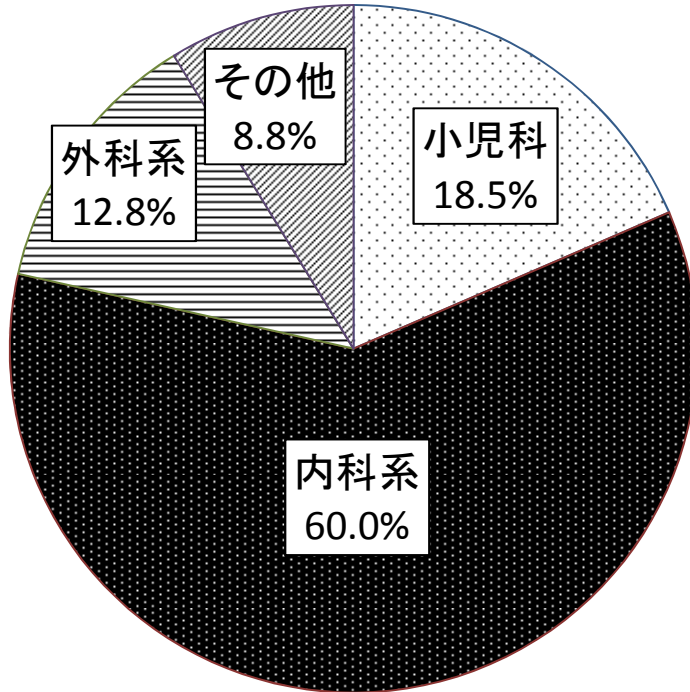
医療体制上の問題点と課題

- a. 成人期医療への移行に向けた患者教育
- b. 成人診療科医師の小児慢性疾患に対する知識・経験の蓄積
- c. 小児科医と成人診療科医師との連携
- d. 妊娠・出産・遺伝カウンセリングを含む生殖医療
- e. 知的障害・発達障害を有する患者への対応

20歳を超えた患者の、主な通院先(診療科)

小児慢性特定疾患治療研究事業を利用していた20歳を超える患者の主な診療先(診療科)は、全体では内科系が6割を超える一方、18%は小児科であった。
疾患群別にみると、膠原病、慢性心疾患、先天代謝異常については、約40%が小児科であった。

主要な通院医療施設の診療科(n = 396)



鹿児島県及び宮崎県に居住し、昭和60年から平成16年の間に小慢事業への申請のあった者のうち平成18年の時点で20歳を超えている患者を対象とした調査票調査(回収率34.0%)。上のグラフは、医療機関を定期受診している396人(回答者の75.9%)についての集計結果。

調査時年齢	
20-29歳	72.0%
30-39歳	27.7%
40歳以上	0.4%

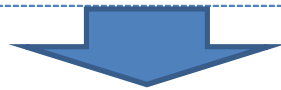
難病基本方針における移行期医療に関する記述

○「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針(平成27年厚生労働省告示第375号)」(参考資料1)

第3 難病の患者に対する医療を提供する体制の確保に関する事項

(2) 今後の取組の方向性について

オ 国は、小児慢性特定疾病児童等(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。)に対して、成人後も必要な医療等を切れ目なく行うため、小児期及び成人期をそれぞれ担当する医療従事者間の連携を推進するためのモデル事業を実施し、都道府県、指定都市及び中核市は、これらの連携の推進に努める。



○「都道府県における地域の実情に応じた難病の医療提供体制の構築について(健難発0414第3号)」(参考資料2)

小児慢性特定疾病児童等(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。)が成人期を迎えた後に必要とする医療等の提供の在り方については、社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会において検討がなされることから、その検討の結果を踏まえ、別途通知することとする。

第2 難病医療の課題及び目指すべき方向性

2 目指すべき方向性

(4) 小児慢性特定疾病児童等に対して、成人後も必要な医療等を切れ目なく提供するため、難病の医療提供体制の中で小児期及び成人期をそれぞれ担当する医療従事者間の連携体制を充実させる必要がある。また、成人後も引き続き小児医療に従事する者が診療を担当することが適切な場合は、必要に応じて主に成人医療に従事する者と連携しつつ、必要な医療等を提供する必要がある。

小児慢性特定疾病基本方針における移行期医療に関する記述

○「小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針(平成27年厚生労働省告示第431号)」(参考資料3)

第三 良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援の実施に関する事項

五 国は、成人後に主に成人医療に従事する者に担当が移行する小児慢性特定疾病児童等について、モデル事業を実施し、小児慢性特定疾病に係る学会等の協力を得て、主に小児医療に従事する者から担当が移行する際に必要なガイドを作成し、都道府県等や医療従事者に周知する。

また、都道府県等は、そのガイドを活用し、小児期及び成人期をそれぞれ担当する医療従事者間の連携の推進に努める。

小児慢性特定疾病児童成人移行期医療支援モデル事業

平成28年度予算額 19,073千円 → 平成29年度予算額 10,454千円 (△8,619千円)

【事業の目的・内容】

小児慢性特定疾病児童への小児期から成人期に向けた診療にあたっては、患児の成長・発達を踏まえ、また、個々の疾患の状態の変化にあわせた医療が必要であり、移行期医療と呼ばれている。我が国ではこの体制整備が重要な課題である。

当事業では、小児期と成人期で提供される医療が異なる疾病領域を対象とし、移行期医療を円滑に進めるためのツール等の開発と研修をパッケージ化し、その実証によりモデルを構築し、移行期医療の体制整備を促進することを目的とする。

対象疾病例

・先天性心奇形 ・先天性腎奇形 ・甲状腺機能低下症など

モデル事業の流れ

【評価委員会】



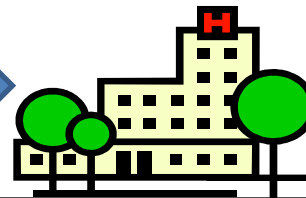
全国複数のブロックで評価委員会を設置
(関係診療科の医師らで構成)
具体的な移行ツールの検討。

【移行先での研修】



移行先(成人対象の医療機関)において、移行ツールを活用し研修。

【移行先での調査】



移行先(成人対象の医療機関)において、移行ツールがどのように使われているかを調査し、課題の把握等を行う。



モデルの構築

↓
移行期医療の体制整備